

相続に関するルールが大きく変わりました

7月1日より改正民法（相続法）が施行されました

改正内容のポイントは以下の通りです。



①配偶者間で遺贈又は贈与した居住用不動産の持ち戻しを免除

今までは、配偶者が居住用不動産（居住用建物又はその敷地）の遺贈（遺言で贈与）又は贈与を受けた場合に、相続が始まった際に、当該配偶者は、遺産の先渡しを受けたものとして一旦持ち戻して計算し、遺産分割の際その価額を控除して受領していました。

新法では、配偶者が**20年以上である夫婦間で居住用不動産**（居住用建物又はその敷地）の**遺贈又は贈与**がされた場合については、原則として、その持ち戻しが免除される為、遺産分割における配偶者の取り分が増えることになりました。

②預貯金の払戻し制度の創設

今までは、被相続人が死亡すると各金融機関が自発的に預貯金口座を凍結し、相続人全員の同意が無いと引き出すことが出来ませんでした。これからは、各相続人が一定の範囲内で預貯金の払戻しを受けることができるようになりました。単独で払戻しができる額は次のとおりです。

相続開始時の預貯金債権の額（口座基準）×1/3×（当該払戻しを行う共同相続人の法定相続分）
※但し、1つの金融機関から払戻しを受けられるのは**150万円が限度**

③遺留分制度の見直し

今までは遺留分を侵害されていた遺留分権者が**遺留分減殺請求権**を行使すると全ての財産に共有状態が発生していました。改正法では、**遺留分侵害額請求権**と言う名称に変わり共有状態を避ける為、侵害額をお金で解決できるようになりました。その効果として不動産の権利関係が複雑になるのを防いだり、会社等の世代交代がスムーズに行く等のメリットが生じています。

④特別の寄与制度の創設

例えば、父親が亡くなり、父親の長男の嫁が療養看護に努めた場合でも、今までは相続人で無い為、相続財産の分配にあずかれませんでした。しかし、改正法では、父親の療養看護に貢献した嫁は、相続人に対して金銭（**特別寄与料**）の請求ができる事となり不公平な取扱いが解消される事となりました。

その他、多岐に渡り改正がなされています。慎重な対応が要求されます。

今後の改正相続法施行予定

- | | |
|------------------------|-----------|
| ①配偶者居住権・配偶者短期居住権の新設 | 令和2年4月1日 |
| ②法務局における自筆証書遺言の保管制度の創設 | 令和2年7月10日 |